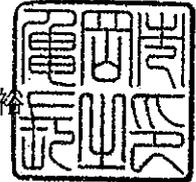


亀岡市公告第69号

「亀岡市いきいき長寿プラン(亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画)」策定業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年7月29日

亀岡市長 桂川 孝 裕



1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市いきいき長寿プラン(亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画)策定業務

(2) 業務内容

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含し、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「亀岡市いきいき長寿プラン(亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画)」の計画策定を行うものである。

※詳細は、別紙「亀岡市いきいき長寿プラン(亀岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画)策定業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで(2箇年)

(4) 見積限度額

5,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

内訳 令和7年度業務 2,750,000円

令和8年度業務 2,750,000円

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託しないこと。

(7) 介護保険事業計画策定実績があるなど介護保険制度に精通していること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

公募開始から令和7年8月19日(火)まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

公募開始から令和7年8月5日（火）午後5時まで

イ 受付方法

質問書（様式6）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答日及び回答方法

令和7年8月8日（金）午後5時までに電子メールで回答する。また、市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(3) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式1）

事業所概要（様式2）

業務実績書（様式3）

誓約書（様式4）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

※上記提出書類は、参加を希望する支店又は営業所について記載すること。

※亀岡市競争入札参加資格者でない場合は、次の書類も併せて提出すること。法人

にあっては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）。

個人にあっては、住民票等住所がわかる証明書。法人にあっては、本社分の直近

年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の

納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）。個人にあっては、直近年度の

消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証

明書（滞納がないことが確認できるもの）。

役員等調書（様式5）

支店又は営業所の場合、本社の委任状

イ 部数 各1部

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

エ 提出場所

亀岡市役所1階 高齢福祉課高齢者支援係

オ 提出期限

令和7年8月19日(火)午後5時まで(郵送の場合は必着)

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。ただし、資格確認の結果、本プロポーザルに参加する資格要件を満たさない者に関しては、この限りでない。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本7部

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを除く。)

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和7年9月17日(水)午後5時まで(郵送の場合は必着)

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙(様式7)

イ 企画提案書

企画提案書は、別紙仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出すること。

なお、任意様式にて提出すること。

(ア) 提案内容

- ・会社概要…会社の規模や業務内容等
- ・業務実績…本事業と同様の内容の実績、経験等
- ・本事業に対しての貴社の取組
基本方針、本事業の提案概要及び特長
- ・実施体制…本事業の従事者数及び従事者の雇用形態、職種等
- ・提案内容…別紙仕様書「業務の内容」参照
- ・実施スケジュール
- ・その他…上記項目に含まれない内容で特記すべき点のある場合には、その内容を記述すること。

(イ) 予定担当者調書(様式8)

(ウ) 参考見積書及び内訳書

- ・任意見積書様式とする。
- ・内訳は令和7年度業務、令和8年度業務を分けて記載すること。
- ・見積書は、金額は税込とし、見積限度額以下の金額にすること。また、提出の際には封入し割印をすること。

(エ) その他企画提案書の記載事項に関する資料

4 審査

参加要件を満たすと認められた事業者に対し、亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 審査日

令和7年9月24日（水）

(2) 場所

亀岡市役所 会議室

(3) 出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 所要時間

30分以内（準備3分、説明20分、質疑応答5分、片付け2分）

(5) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(6) その他

- ・指定した時間に遅刻したとき、又は欠席したときは失格とする。
- ・プレゼンテーション審査の内容については、事務局による録音・記録を実施する。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、①全体の評価 ②提案内容評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の5割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等において指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加承諾）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式9）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (14) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承認を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部高齢福祉課

電話番号：0771-25-5032

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：kaigo-hoken@city.kameoka.lg.jp